2　名足地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「百六十平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　名足地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（合羽沢地区、長清水・寺浜地区、原地区、松崎地区及び藤浜地区に係る基準の特例）

第二十四条　合羽沢地区、長清水・寺浜地区、原地区、松崎地区及び藤浜地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「三百三十平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　合羽沢地区、長清水・寺浜地区、原地区、松崎地区及び藤浜地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「三百三十平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　合羽沢地区、長清水・寺浜地区、原地区、松崎地区及び藤浜地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

○東北地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
名取市増田六丁目四七番から同市増田八丁目四九六番二まで	前	一〇・八〇～二二・八二〇（キロメートル）・三〇四
	後	一〇・八〇～二〇・四三〇・三〇四

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　路線名　四号

(二)　供用開始の区間　名取市増田六丁目四七番から同市増田八丁目四九六番二まで

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○東北地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　路線名　四号

(二)　供用開始の区間　山形市城北町一丁目二六二番から同市城北町一丁目二二〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○東北地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
いわき市平上荒川字林作一九九番三三から同市内郷御厩町滝ノ作四六番一まで	前	一二・二〇～一四九・八〇（キロメートル）・三七〇
	後	二四・四〇～一四九・八〇・三七〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　区間　いわき市内郷綴町字榎下五五番二から同市内郷綴町字榎下五〇番一まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○東北地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　路線名　四十九号

(二)　供用開始の区間　いわき市平上荒川字林作一九九番三三から同市内郷御厩町滝ノ作四六番一まで

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○東北地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　区間　盛岡市玉山区渋民字大前田三番一から同市玉山区渋民字駅一五五番まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日